字石本　七番
八番二
一九番一
二〇番
二一番二
二二番
二三番一
二四番一
二四番四
二五番一
二八番

○海上保安庁告示第百二十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年六月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三三度東経一四〇度、北緯二八度東経一四二度、北緯二八度東経一四〇度、北緯三三度東経一三八度の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

(ロ)　北緯二九度東経一二九度、北緯二六度三〇分東経一二七度三〇分、北緯二六度三〇分東経一二六度、北緯二九度東経一二七度三〇分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十三年六月十二日から平成二十三年七月八日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第二十二号（平成二十三年六月十日発行）、十管区水路通報第二十二号（平成二十三年六月十日発行）、十一管区水路通報第二十二号（平成二十三年六月三日発行）

○海上保安庁告示第百二十一号

航路標識の廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年六月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｂ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯	三五―三七―三七
東経	一四〇―〇〇―三三
廃止年月日	平成二十三年三月二十八日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｃ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四二
東経	一四〇―〇〇―三八
廃止年月日	平成二十三年三月二十八日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｅ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯	三五―三七―四二
東経	一四〇―〇〇―四七
廃止年月日	平成二十三年三月二十八日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｆ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北緯	三五―三七―三七
東経	一四〇―〇〇―五二
廃止年月日	平成二十三年三月二十八日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｈ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）
北緯	三五―三七―三〇
東経	一四〇―〇〇―五二
廃止年月日	平成二十三年三月二十八日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｉ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）
北緯	三五―三七―二五
東経	一四〇―〇〇―四七
廃止年月日	平成二十三年三月二十八日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｋ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯	三五―三七―二五
東経	一四〇―〇〇―三八
廃止年月日	平成二十三年三月二十八日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｌ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北緯	三五―三七―三〇
東経	一四〇―〇〇―三二
廃止年月日	平成二十三年三月二十八日

名称	東京新海面処分場Ａブロック灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約三・七キロメートル）
北緯	三五―三四―五五
東経	一三九―四九―二三
撤去年月日	平成二十三年三月二十七日
記事	一時変更

名称	東京新海面処分場Ｂブロック灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約三・八キロメートル）
北緯	三五―三四―四九
東経	一三九―四九―二八
撤去年月日	平成二十三年三月二十七日
記事	一時変更

名称	東京新海面処分場Ｃブロック灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・〇キロメートル）
北緯	三五―三四―四四
東経	一三九―四九―三二
撤去年月日	平成二十三年三月二十七日
記事	一時変更

名称	東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）
北緯	三五―三四―四〇
東経	一三九―四九―二四
撤去年月日	平成二十三年三月二十七日
記事	一時変更